

証券コード2305  
2026年5月11日

株 主 各 位

大阪市北区梅田一丁目8番17号  
**株式会社スタジオアリス**  
代表取締役社長 牧 野 俊 介

## 第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、後述のご案内に従って2026年5月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2026年5月28日（木曜日） <sup>記</sup> 午前10時  |
| 2. 場 所          | 大阪市北区梅田3丁目1番1号<br>ホテルグランヴィア大阪20階 名庭（なにわ）の間  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第52期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第52期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項<br>第1号議案   | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件  |
| 第3号議案           | 監査等委員である取締役3名選任の件   |



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/2305/>



#### 4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】  
<https://ir.studio-alice.co.jp/ja/Stock/StockholderMtg.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただく場合には、「銘柄名（会社名）」に「スタジオアリス」または「コード」に当社証券コード「2305」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

以 上

1. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
  - ② 連結計算書類の「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
  - ④ 計算書類の「個別注記表」
- なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
2. 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。また、今後株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の上記【株主総会資料 掲載ウェブサイト】においてお知らせいたします。

**株主総会にご出席くださる株主様とご出席が難しい株主様の公平性を勘案し、第46期定時株主総会より、お土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**

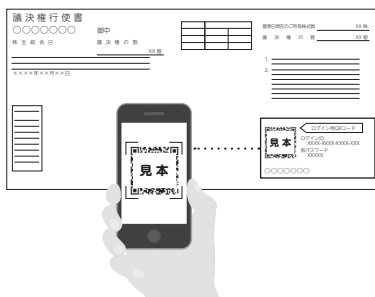


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

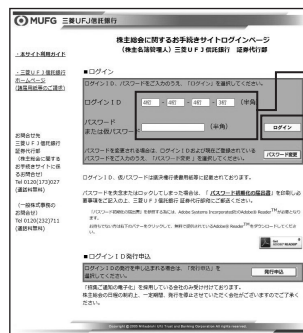


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9:00~午後9:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、業績を勘案しながら、配当性向については親会社株主に帰属する当期純利益の33.3%を目標に、安定的な利益還元に努めることを基本方針とする一方、財務体質の安定強化と将来の成長につながる投資等に備えるための内部留保にも意を用いてまいります。

上記方針に基づきまして、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額849,191,000円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年5月29日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案においては同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の更なる強化及び機動的な意思決定を図るため、新たに取締役を3名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、当社監査等委員会において、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	まきの しゅんすけ 牧野 俊介	代表取締役社長	再任
2	ふるはし さなえ 古橋 早苗	執行役員 (商品部ゼネラルマネージャー)	新任
3	ふくい よしと 福井 義人	執行役員 (店舗開発部ゼネラルマネージャー)	新任
4	たけざき しゅうたろう 竹崎 周太郎	執行役員 (営業部ゼネラルマネージャー)	新任
5	なかい としひろ 中井 俊宏	執行役員 (経営企画部ゼネラルマネージャー)	新任
6	ももせ ひろのり 百瀬 裕規	社外取締役	再任 社外
7	やまもと まさと 山元 正人	社外取締役	再任 社外
8	ふち いくこ 淵 郁子	社外取締役	再任 社外

再任 再任候補者

新任 新任候補者

社外 社外取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	<p><b>再任</b></p> <p>まきのしゅんすけ 牧野俊介 (1962年9月28日生)</p>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>1998年11月 当社執行役員</p> <p>2002年3月 当社取締役</p> <p>2005年3月 当社常務取締役</p> <p>2008年1月 当社常務取締役商品本部長</p> <p>2010年1月 当社専務取締役商品本部長</p> <p>2013年1月 当社専務取締役営業本部長</p> <p>2018年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長</p> <p>2019年2月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>2026年1月 株式会社JVIS代表取締役社長(現任)</p> <p>(株式会社JVIS代表取締役社長)</p>	56,797株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>当社入社以来、長年に亘り技術部門において培った経験により当社の社業全般に精通するとともに、商品本部長、営業本部長を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。現在は、代表取締役社長として当社全般の陣頭指揮を執り活動しております。これらの経験及び実績は引き続き当社の業績向上に寄与するものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p><b>新任</b></p> <p>ふるはし さなえ 古橋早苗 (1974年7月5日生)</p>	<p>1995年4月 当社入社</p> <p>2009年1月 当社営業本部関東第一営業部長</p> <p>2014年1月 当社営業本部北海道・東北営業部長</p> <p>2016年1月 当社営業本部関東第五営業部長</p> <p>2018年3月 当社執行役員営業本部店舗運営統括部長</p> <p>2019年2月 当社執行役員店舗運営本部長</p> <p>2020年9月 当社執行役員店舗運営統括部ゼネラルマネージャー</p> <p>2024年3月 当社執行役員営業部ゼネラルマネージャー</p> <p>2025年3月 当社執行役員商品部ゼネラルマネージャー(現任)</p>	2,414株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>当社入社以来、長年に亘り技術部門・営業部門において培った経験は当社の社業全般に精通するとともに、写真撮影・店舗運営に関する専門的知識を活かし、現在は商品部ゼネラルマネージャーとして商品部門の陣頭指揮を執り活動しております。これらの経験及び実績は当社の業績向上に寄与するものと考え、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	<p><b>新任</b></p> <p>ふく い よし と 福 井 義 人 (1976年3月26日生)</p>	<p>1998年4月 当社入社</p> <p>2008年1月 当社営業本部関東第四営業部長</p> <p>2011年1月 当社店舗開発本部店舗開発部長</p> <p>2013年1月 当社営業本部関東第五営業部長</p> <p>2016年1月 当社営業本部営業企画部長</p> <p>2018年3月 当社執行役員営業本部営業企画室長</p> <p>2019年2月 当社執行役員営業企画室長</p> <p>2020年3月 当社執行役員店舗開発本部長</p> <p>2020年9月 当社執行役員店舗開発部ゼネラルマネージャー (現任)</p>	354株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>当社入社以来、長年に亘り営業部門・開発部門において培った経験は当社の社業全般に精通するとともに、店舗営業や運営に関する幅広い専門的知識を活かし、現在は店舗開発部ゼネラルマネージャーとして開発部門の陣頭指揮を執り活動しております。これらの経験及び実績は当社の業績向上に寄与するものと考え、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p><b>新任</b></p> <p>たけ ざき しゅう たろう 竹 崎 周 太郎 (1974年2月17日生)</p>	<p>2000年7月 当社入社</p> <p>2012年1月 当社営業本部中四国営業部長</p> <p>2017年1月 当社営業本部関東第二営業部長</p> <p>2018年3月 当社店舗運営統括部関東第二運営部長</p> <p>2019年3月 当社店舗運営本部関東第二運営部ゼネラルマネージャー</p> <p>2020年3月 当社店舗運営本部関東第三運営部ゼネラルマネージャー</p> <p>2021年3月 当社執行役員経営企画部ゼネラルマネージャー</p> <p>2025年3月 当社執行役員営業部ゼネラルマネージャー (現任)</p>	3,815株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>当社入社以来、長年に亘り営業部門において培った経験は当社の社業全般に精通するとともに、店舗運営における経験を活かし経営企画部ゼネラルマネージャーを歴任し、現在は営業部ゼネラルマネージャーとして営業部門の陣頭指揮を執り活動しております。これらの経験及び実績は当社の業績向上に寄与するものと考え、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	<p><b>新任</b></p> <p>なか い とし ひろ 中 井 俊 宏 (1969年9月21日生)</p>	<p>2007年1月 当社入社</p> <p>2014年1月 当社管理本部経営企画部長</p> <p>2015年1月 当社経営企画室経営企画部長</p> <p>2017年1月 当社経営企画室長</p> <p>2025年3月 当社執行役員経営企画部ゼネラルマネージャー(現任)</p>	900株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社入社以来、会社経営における専門的知識を活かし、経営企画部門の陣頭指揮を執り、当社の持続的な成長のための中長期計画の立案に寄与してまいりました。これらの経験は当社の業績向上に寄与するものと考え、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p><b>再任</b> <b>社外</b></p> <p>もも せ ひろ のり 百 瀬 裕 規 (1961年9月15日生)</p>	<p>1985年4月 野村証券株式会社入社</p> <p>2008年4月 同社執行役大阪支店長</p> <p>2008年10月 同社執行役員大阪支店長</p> <p>2010年4月 同社執行役員企業金融担当</p> <p>2013年4月 同社常務大阪駐在兼大阪支店長</p> <p>2016年4月 同社専務大阪駐在兼大阪支店長</p> <p>2017年4月 同社専務大阪駐在</p> <p>2019年4月 同社顧問</p> <p>2019年6月 株式会社野村総合研究所取締役副会長</p> <p>2022年3月 株式会社フジオフードグループ本社社外取締役(現任)</p> <p>2022年5月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2022年7月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC(現ベインキャピタル・ジャパン・LLC)副会長</p> <p>2023年4月 同社会長</p> <p>2025年4月 同社共同会長(現任)</p>	2,029株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>長年に亘り証券業界において役員を歴任されており、証券実務における豊富な経験と蓄積されたノウハウは、当社の経営において活かしていただけたと考えております。また、企業経営者としての見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、経営の適切な監督を期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px; margin-bottom: 5px;">社外</div> やまもとまさと 山元正人 (1963年1月17日生)	1986年4月 富士写真フイルム株式会社(現富士フイルム株式会社)入社 2017年6月 富士フイルム株式会社取締役執行役員経営企画本部長 2017年9月 富士フイルムホールディングス株式会社執行役員経営企画部副部長 富士フイルム株式会社取締役執行役員経営企画本部長 2018年4月 富士フイルム株式会社執行役員 FUJIFILM Europe GmbH 社長 兼 FUJIFILM Europe B.V.社長 2020年6月 富士フイルム株式会社取締役執行役員光学・電子映像事業部長 2021年4月 同社取締役執行役員イメージングソリューション事業部長 2021年6月 同社取締役常務執行役員イメージングソリューション事業部長 2022年6月 同社取締役常務執行役員イメージングソリューション事業部長 イメージングソリューション開発センター・欧州・中東・アフリカ・アジア・パシフィック地域現地法人管掌 2023年5月 当社社外取締役(現任) 2023年6月 富士フイルム株式会社取締役専務執行役員イメージングソリューション事業部長 イメージングソリューション開発センター・欧州・中東・アフリカ・アジア・パシフィック地域現地法人管掌 2025年4月 同社取締役専務執行役員イメージングソリューション事業部長 イメージングソリューション開発センター管掌 2025年6月 同社取締役副社長イメージングソリューション事業部長 イメージングソリューション開発センター管掌(現任)	-
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>長年に亘る写真業界での国内外における幅広い経験及び蓄積されたノウハウは、当社の事業及び業績向上に寄与するものと考えます。また、企業経営者としての見識を有しており、客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言等が期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px; margin-bottom: 5px;">社外</div> <small>ふち</small> <small>いく</small> <small>こ</small> <small>淵</small> <small>郁</small> <small>子</small> (1968年3月28日生)	2007年1月 福岡ソフトバンクホークスマーケティング株式会社(現福岡ソフトバンクホークス株式会社)入社 2018年6月 同社新規事業推進本部インバウンド推進室室長 2021年2月 株式会社マムプロジェクト設立代表取締役社長(現任) 2023年2月 一般社団法人日本フェムテックマイスター®協会代表理事(現任) 2024年5月 当社社外取締役(現任)	-
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>長年に亘る営業経験は、当社の事業及び業績向上に寄与するものと考えます。また、女性経営者としての見識を有しており、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言等が期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 百瀬裕規氏、山元正人氏及び淵郁子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 富士フィルム株式会社は、当社の第2位の大株主であり、当社と事業提携契約を締結する当社の特定関係事業者であります。
4. 山元正人氏は、現在、富士フィルム株式会社の業務執行取締役であり、これまで同社から業務執行取締役としての報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。
5. 当社は富士フィルムグループと商品売買等の取引がありますが、直近会計年度における取引額は双方グループの連結売上高の2%未満であり、山元正人氏の独立性は確保されていると判断しております。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。
- 当社は、百瀬裕規氏、山元正人氏及び淵郁子氏と当該責任限定契約を締結しており、三氏が再任された場合は、当社は三氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とし、責任限定が認められるのは、非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
7. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
8. 各候補者の所有する当社の株式の数には、スタジオアリス役員持株会における本人持ち分を含めて記載しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当			
1	増田 明彦 <small>ますだ あきひこ</small>	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立
2	雨宮 沙耶花 <small>あめみや さやか</small>	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立
3	佐野 由美 <small>さの ゆみ</small>	—	新任	社外	独立

再任 再任候補者

新任 新任候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">独立</div> ます だ あき ひこ 増 田 明 彦 (1959年1月1日生)	1986年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1990年3月 公認会計士登録 2007年10月 日本公認会計士協会近畿実務補習所運営委員会委員長 2009年7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)シニアパートナー 2013年6月 日本公認会計士協会近畿会副会長 2013年7月 日本公認会計士協会理事 2016年7月 日本公認会計士協会常務理事 2020年5月 当社社外取締役【監査等委員】(現任)	956株
<p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>公認会計士としての専門的かつ豊富な知識及び経験を有しており、これらを活かして経営者への進言ができる人材であることから候補者といいたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。</p>			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">独立</div> あめ みや さや か 雨 宮 沙 耶 花 (1978年8月12日生)	2003年3月 京都大学法学部卒業 2004年10月 弁護士登録 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所(現任) 2015年3月 当社社外監査役 2016年3月 当社社外取締役【監査等委員】(現任) 2020年8月 TONE株式会社社外取締役【監査等委員】(現任) (弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士) (TONE株式会社社外取締役【監査等委員】)	1,329株
<p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有し、企業法務にも精通しており、これらを活かして経営者への進言ができる人材であることから候補者といいたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年2ヶ月であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> 佐野由美 (1961年8月20日生)	1984年4月 敷島紡績株式会社(現シキボウ株式会社)入社 2004年4月 関西経営者協会(現公益社団法人関西経済連合会)会員部長 2014年4月 公益財団法人21世紀職業財団関西事務所長(現任) 2017年6月 堺化学工業株式会社取締役 2021年6月 三洋化成工業株式会社取締役(現任) 2024年6月 住友電設株式会社取締役(現任) 2025年6月 石原産業株式会社取締役(現任)	-
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>上場企業での取締役としての豊富な経験や、女性活躍推進やハラスメント対策における幅広い経験と知識を有しており、これらを活かして経営者への進言が期待できる人材であることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 増田明彦氏、雨宮沙耶花氏及び佐野由美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、増田明彦氏及び雨宮沙耶花氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、佐野由美氏が選任された場合は、新たに独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、雨宮沙耶花氏が所属している弁護士法人淀屋橋・山上合同との間に顧問契約を締結しておりますが、その取引額は双方の売上高の1%未満であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。
- 当社は、増田明彦氏及び雨宮沙耶花氏との間で当該責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、佐野由美氏が選任された場合は、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とし、責任限定が認められるのは、非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
6. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。
7. 各候補者の所有する当社の株式の数には、スタジオアリス役員持株会における本人持ち分を含めて記載しております。

以上

【ご参考】取締役及び監査等委員の主な経歴等（スキルマトリックス）

本総会の第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏名	当社における地位	独立	主な知識・経験・能力							
			企業経営	戦略企画	財務会計	法務・コンプライアンス	グローバル	商品開発	営業・マーケティング	
牧野 俊介	代表取締役社長		○	○				○	○	○
古橋 早苗	取締役			○					○	○
福井 義人	取締役		○	○						○
竹崎 周太郎	取締役			○				○		○
中井 俊宏	取締役		○	○	○					
百瀬 裕規	社外取締役		○	○				○		
山元 正人	社外取締役		○					○		○
淵 郁子	社外取締役		○	○						○
増田 明彦	社外取締役 (監査等委員)	○			○					
雨宮 沙耶花	社外取締役 (監査等委員)	○					○			
佐野 由美	社外取締役 (監査等委員)	○					○			

# 事業報告

( 自2025年3月1日  
至2026年2月28日 )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費の持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復傾向にあります。エネルギー価格や原材料価格の高騰、為替相場における円安の長期化、不安定な国際情勢など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは主力である写真事業において、競合他社との差別化強化を図り、お客様に選んでいただけるお店になるための取り組みを行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は32,928百万円（前年同期比7.5%の減少）、営業利益は2,096百万円（前年同期比30.6%の減少）、経常利益は2,160百万円（前年同期比29.2%の減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,162百万円（前年同期比14.9%の減少）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### (写真事業)

写真事業は、マーケットの変化へ対応すべく、お宮参り撮影や七五三撮影等の出張撮影エリアの拡大や新業態店舗の実験的出店、並びに撮影画像のみを販売するプランの導入を行うとともに、「成人式撮影・振袖レンタルサービス『ふりホ』」のご予約獲得、並びに、『ふりホ』をご予約された方の成人式前撮り撮影の推進や、1歳以下の赤ちゃん撮影の増加等に注力いたしました。また、引き続き費用の適正化を目的とした店舗の統廃合や労働生産性の向上にも努めました。フォトサービス事業においては、新たな収益向上策として、企業様を対象に出張撮影を行う取り組みを開始いたしました。

こども写真館の出店状況は、移転5店舗を含み7店舗出店、退店14店舗を行い、ショッピングセンター内の区画移動・増床及び小規模のスタジオ改装等を含む改装を70店舗実施いたしました。

その結果、当連結会計年度末の店舗数は、こども写真館407店舗（直営店舗398店・フランチャイズ店舗9店）となっております。

以上の結果、報告セグメントにおける写真事業の売上高は32,794百万円（前年同期比7.4%の減少）となり、セグメント利益は2,140百万円（前年同期比25.4%の減少）となりました。

(衣装製造卸売事業)

衣装製造卸売事業は、連結子会社株式会社京都豊匠、及びその子会社である上海豊匠服飾有限公司において、当社グループ以外の売上高の増加を図るためのオリジナル衣装の開発に注力するとともに、当社向け成人式用振袖の仕入コスト、並びに、こども用衣装の生産コストの低減に努めました。

以上の結果、衣装製造卸売事業の売上高は1,644百万円（前年同期比12.7%の減少）、セグメント損失は52百万円（前年同期は11百万円のセグメント利益）となりました。

事業別	売上高	構成比
写真事業	32,794百万円	99.6%
衣装製造卸売事業	133百万円	0.4%
合計	32,928百万円	100%

(注) 売上高については、セグメント間の内部取引消去後の数値を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました企業集団の設備投資の総額は2,492百万円でありました。

写真事業においては、店舗の移転・改装・設備に2,121百万円、写真生産施設・機械・設備等に366百万円の設備投資を実施しました。

衣装製造卸売事業においては、衣装製造工場・機械・設備等に5百万円の設備投資を実施しました。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

### (4) 対処すべき課題

#### ①写真事業

写真事業において最も重要な課題は、当社を取り巻く事業環境の変化に適応し克服するため、事業展開の方向性を定め、競合他社との優位性を確立し、より多くのお客様から圧倒的な支持を得ることです。

これら課題に対処するため、「今を革新し、未来へ」を次期の経営方針に掲げ、写真館事業において、社会・市場環境の変化を踏まえ、お客様視点で新たな考え方や技術を取り入れることで新しい価値を生み出し、変革してまいります。また、マタニティ・赤ちゃん撮影の件数の増加や成人式撮影・振袖レンタルサービス『ふりホ』のご成約件数、並びに、七五三撮影件数を大きく伸ばすための強化施策を実施するとともに、引き続き店舗統廃合の推進等による費用構造の適正化にも取り組んでまいります。

女性活躍推進法への対応につきましては、元々、当社の全従業員に占める女性比率は90%以上、女性管理職比率は約80%となっており、既にこどもが小学校を卒業するまで利用できるショートタイム勤務制度の導入や、退職した業務経験者が臨時的に応援勤務をするサポートメンバー制度の導入など、女性が仕事と家庭の両立を図りやすい仕組み作りを行っております。また、希望によりスタジオ専門職幹部から総合職へ移行し、将来の経営幹部を目指すことができる制度を採用する等、女性従業員がやりがいや生きがいをもって活躍できる制度や仕組み作りを行っておりますが、更に女性従業員がやりがいや生きがいを持って成長できる制度・仕組み作りを目指してまいります。

#### ②衣装製造卸売事業

当社グループ以外の収益向上を図るため、オリジナル和装の開発及び販売先の増加に注力していくとともに、主力である当社写真事業向けのこども用衣装や成人式用振袖の更なる生産・調達コストの低減に注力してまいります。

#### ③当社グループ全体

「金融商品取引法」に制定された「財務報告の信頼性確保」のため、当社グループ全体で同法が要請する内部統制体制の運用、改善に取り組んでまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

	2022年度 第49期	2023年度 第50期	2024年度 第51期	2025年度 (当期)第52期
売上高(千円)	38,564,224	36,396,115	35,598,139	32,928,091
経常利益(千円)	4,009,623	2,322,762	3,051,126	2,160,294
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	2,257,664	1,157,440	1,365,115	1,162,055
1株当たり当期純利益(円)	132.93	68.15	80.38	68.42
総資産(千円)	43,225,834	42,346,943	41,223,773	38,392,801
純資産(千円)	30,525,256	30,956,043	31,073,317	30,229,393

### ②当社の営業成績及び財産の状況の推移

	2022年度 第49期	2023年度 第50期	2024年度 第51期	2025年度 (当期)第52期
売上高(千円)	35,329,067	32,710,765	31,855,746	29,808,185
経常利益(千円)	3,733,001	1,962,022	2,404,768	1,851,452
当期純利益(千円)	2,251,421	876,848	1,066,664	970,010
1株当たり当期純利益(円)	132.56	51.63	62.80	57.11
総資産(千円)	31,457,839	30,223,622	28,985,716	27,236,443
純資産(千円)	19,671,695	19,782,370	19,601,343	19,800,873

(6) 重要な子会社の状況（2026年2月28日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社JVIS	328,100千円	100,0%	画像データの加工・プリント出力
株式会社京都豊匠	50,000千円	100.0%	衣装等の企画・製造・販売等
上海豊匠服飾有限公司	24,349千人民元	100.0% (100.0%)	縫製工場

(注) 1. 出資比率の（ ）内は、間接所有割合であります。

(7) 主要な事業内容（2026年2月28日現在）

写真事業及び衣装製造卸売事業

(8) 主要な営業所及び工場（2026年2月28日現在）

区分	名 称	所 在 地
当 社	本社・本部	大阪市北区
	東京事務所	東京都千代田区
子 会 社	株式会社JVIS： 本社・東京デジタルソリューションセンター	東京都八王子市
	株式会社JVIS： 大阪デジタルソリューションセンター	堺市堺区
	株式会社京都豊匠：本社	京都市伏見区
	上海豊匠服飾有限公司：本社	中華人民共和国上海市
	上海豊匠服飾有限公司：工場	中華人民共和国江蘇省張家港市

【地域別写真館店舗数】

区 分	地 域	直 営 店 舗	F C 店 舗
写 真 館	北 海 道	18	—
	東 北	31	1
	関 東	173	8
	中 部	38	—
	近 畿	59	—
	中 国	22	—
	四 国	11	—
	九 州	46	—
	合 計	398	9

(9) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,257名	90名減

(注) 上記従業員数の中には、契約社員及び短期アルバイト1,999名(期中平均8時間換算)は含まれておりません。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
938名	73名減	35.1歳	11.2年

(注) 上記従業員数の中には、契約社員及び短期アルバイト1,684名(期中平均8時間換算)は含まれておりません。

### (10) 主要な借入先 (2026年2月28日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,888,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,983,820株 (自己株式201,830株を除く)
- (3) 株主数 43,026名 (前期末比2,083名増)
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数 ( 株 )	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 ト ー ラ ン ス ・ ジ ャ パ ン	3,962,000	23.33
富 士 フ ィ ル ム 株 式 会 社	3,445,000	20.28
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	794,900	4.68
本 村 初 江	512,700	3.02
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	469,900	2.77
ス タ ジ オ ア リ ス 従 業 員 持 株 会	360,453	2.12
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	256,134	1.51
山 本 宏	201,760	1.19
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	195,000	1.15
B N P P A R I B A S N E W Y O R K B R A N C H - P R I M E B R O K E R A G E C L E A R A N C E A C C O U N T	142,300	0.84

- (注) 1. 当社は、自己株式201,830株を保有しておりますが、大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式201,830株を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2026年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
牧野俊介	代表取締役社長	株式会社JVIS代表取締役社長
宗岡直彦	取締役副社長（業務一部ゼネラルマネージャー）	株式会社アリスキャリアサービス代表取締役社長
百瀬裕規	取締役	株式会社フジオフードグループ本社社外取締役 ベインキャピタル・ジャパン・LLC共同会長
山元正人	取締役	富士フィルム株式会社取締役副社長
淵郁子	取締役	
増田明彦	取締役（監査等委員）	
雨宮沙耶花	取締役（監査等委員）	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 TONE株式会社 社外取締役（監査等委員）
原田雅俊	取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 取締役百瀬裕規氏、山元正人氏及び淵郁子氏、並びに、取締役（監査等委員）増田明彦氏、雨宮沙耶花氏及び原田雅俊氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）増田明彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役（監査等委員）増田明彦氏、雨宮沙耶花氏及び原田雅俊氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。
5. 2025年5月27日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって高橋通氏は、取締役を退任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

### (4) 取締役の報酬等

#### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬の総額は、2016年3月29日開催の第42期定時株主総会において決議されております。報酬総額を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額2億円以内(内、社外取締役4千万円以内)、監査等委員である取締役は年額3千万円以内としており、各取締役の報酬等は基本報酬のみとしております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名(うち社外取締役は3名)、監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役は3名)です。

また、当社は2021年3月15日開催の取締役会において、役員報酬の内容に関する方針を決議しており、原則として各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は取締役会で、各監査等委員である取締役の基本報酬は監査等委員会と協議の上、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬は役職別に従業員総合職の平均給与に倍数を乗じた金額を上限としており、基本報酬の改定は、従業員総合職の平均給与の増減及び役職が変更する場合を基本に決定しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、上記の決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものと判断しております。

#### ②当事業年度における報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (3名)	85,600千円 (11,800千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	14,400千円 (14,400千円)
合 計 （うち社外取締役）	8名 (6名)	100,000千円 (26,200千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の員数に、2025年5月27日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の支給人員は無報酬の社外取締役1名を除いております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山元正人氏は、富士フィルム株式会社取締役副社長であります。富士フィルム株式会社は当社の株式を3,445,000株（20.28%）所有しており、当社との間で業務提携を行っております。

取締役（監査等委員）雨宮沙耶花氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の弁護士であります。当社は同弁護士法人と法律顧問契約を締結しております。

### ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 社外取締役が果たすことが期待される 役割に関して行った職務の概要
取 締 役	百 瀬 裕 規	当期開催の取締役会19回のうち18回出席し、企業経営者としての経験や専門性を活かして当社の経営に関する的確な助言をいただきました。
取 締 役	山 元 正 人	当期開催の取締役会19回のうち11回出席し、写真業界での国内外における幅広い経験や専門性を活かして当社の経営に関する的確な助言をいただきました。
取 締 役	淵 郁 子	当期開催の取締役会19回のうち15回出席し、主に企業経営者としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。
取 締 役 (監査等委員)	増 田 明 彦	当期開催の取締役会19回のうち19回、監査等委員会15回のうち15回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。
取 締 役 (監査等委員)	雨 宮 沙 耶 花	当期開催の取締役会19回のうち19回、監査等委員会15回のうち15回出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。
取 締 役 (監査等委員)	原 田 雅 俊	当期開催の取締役会19回のうち19回、監査等委員会15回のうち15回出席し、主に企業経営者及び監査役としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	39,450千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	
	39,450千円

- (注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について、契約において明確に区別せず、かつ実質的にも区別できないため、合わせて開示しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び子会社並びにこれらの全役職員が法令及び定款を遵守するために、子会社を含めた全役職員にコンプライアンスに関する方針を周知徹底させます。
- ②当社は、コンプライアンス意識の向上と経営方針等の共有を図るため、経営方針書（経営方針・経営理念・コンプライアンス等記載）を当社及び子会社の役職員に配布しております。
- ③当社及び子会社のコンプライアンスに係る内部通報の状況をモニタリングすることにより、コンプライアンス体制が機能している状態を確認します。
- ④当社は、経営意思決定機関として取締役会及び経営会議を設け、取締役会は月1回以上、経営会議は原則として月2回以上開催しております。
- ⑤これらの会議体では、構成員が取締役会から委任又は任命された業務について、計画提案、執行報告等の業務報告を行い、その内容を審議・確認・統制し、その検討資料とともに議事録を作成して保管しております。
- ⑥監査等委員である取締役は、経営会議等の重要会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員の業務報告等を確認し、必要により意見を述べ、助言を行っております。
- ⑦法令・定款への適合が判断しにくい場合には、顧問契約を締結している弁護士、税理士、監査法人等に事前に相談し、適正な判断や意思決定を確保しております。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①経営の政策決定に伴う将来的な損失の発生については、政策決定の前段階にて想定できる事項を考慮した上で意思決定を行うこととしております。
- ②当社及び子会社の社内外で発生する緊急事態に対しては、緊急対策マニュアルを定め、緊急連絡体制を整備するとともに、その程度により、代表取締役又は担当取締役を責任者とする緊急対策本部を設置して対処し、損害を未然に防止し、又は最小限にとどめられるようにしております。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社及び子会社において、委任又は任命された業務遂行を行う取締役、執行役員は、事前に経営計画、予算編成、業務計画を提案し、取締役会及び経営会議等の審議・検討を経て、その承認のもとに業務執行を行っております。
- ②業務執行の結果については、必要により、経営会議等にて経過説明・状況報告を行い、構成員の質疑、助言、修正提案を受け、業務執行の統制により、効率的に行われることを確保しております。

③経営実績をベースに3ヶ年の中期経営計画を策定し、当該計画に従って業務が遂行されるよう取締役会及び経営会議等において定期的に遂行状況を確認しております。

**(4) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制**

取締役会、経営会議等における構成員の業務計画、経過報告、業務報告等は全てその資料とともに議事録として保管しております。

**(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①子会社等の代表取締役が、取締役会又は経営会議にて経営計画、経過報告、財務報告等の重要な報告を行い、その構成員からの指摘、助言、追加提案等を受けております。
- ②経営企画部に関係会社管理担当を設置し、業務執行の状況を把握できる体制を構築するとともに、子会社等に対し必要な指示、助言、指導を行い、業務の適正を確保しております。
- ③法令に関する事項や契約事項についても、総務グループにおいて相談窓口を設け、子会社の業務執行に必要な事項に対して顧問弁護士等の専門的な判断を提供しております。
- ④当社との正確で適正な連結決算ができる体制整備を通じてその連結決算の作成、開示を行うとともに、緊急事態が発生した場合に直ちに連絡・通報が行われ、必要な対応が行える体制を整えております。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**

当社は、内部監査担当の使用人が、監査等委員会の職務を補助する使用人を兼務することとし、監査等委員会が当該補助使用人に対し、必要に応じて指示・命令をし、監査等委員会に報告する体制としています。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会は、監査等委員会を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲罰に関しては意見を述べることができ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）はこれを尊重します。

**(8) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人等が監査等委員会に報告する体制、監査等委員会又は子会社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制**

- ①当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告します。
- ②当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人は、監査等委員会が監査に必要な範囲で業務執行に関する事項の報告を求めたときには、これに協力します。
- ③当社は、本項①の報告者に対し報告を理由とした不利益な取り扱いを行わない旨を、当社及び子会社に適用されるヘルプライン規程（コンプライアンスに係る内部通報窓口の利用規程）に定めて徹底します。

**(9) 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ①監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査等委員会の職務に必要なと認められる場合を除き、当社が当該費用又は債務を処理しております。
- ②当社は、監査等委員である取締役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する等の必要な監査費用を認めております。

**(10) その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査等委員である取締役は取締役会及び経営会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員の実務報告や経営意思決定の審議過程を確認し、その都度、必要により、意見を述べることにより、監査の実効性を確保しております。
- ②監査等委員である取締役は毎月1回以上監査等委員会を開催し、内部監査担当より報告を受け、必要により、取締役会・経営会議等にて意見を述べております。
- ③監査等委員である取締役は会計監査人から年2回以上、会計監査の状況及び結果の報告を受けるとともに、意見を交換して会社の適正な会計処理を確認しております。

**(11) 反社会的勢力排除に向けた体制**

- ①企業の倫理的使命として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。
- ②総務グループを対応統括部署とし、関係部署と協議、対応しております。また、平素から警察当局や弁護士との連携を深め、企業防衛連合協議会に参加するなど情報収集にあっております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査担当は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

### (2) コンプライアンス

コンプライアンスに係る教育を定期的実施しており、当社及び子会社並びにその全役職員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、子会社役職員及びその家族にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

### (3) リスク管理

当社及び子会社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、リスク一覧表及びリスク検討リストを作成し、当社のリスクに関する組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、リスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。

### (4) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「関係会社管理規程」及びその他の社内規程に基づき、子会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従い審議される体制を維持しております。

### (5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員である取締役は、経営会議その他重要会議への出席を通じて、内部監査担当が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査担当と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、業績を勘案しながら、配当性向については親会社株主に帰属する当期純利益の33.3%を目標に、安定的な利益還元に努めることを基本方針とする一方、財務体質の安定強化と将来の成長につながる投資等に備えるための内部留保にも意を用いてまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>21,987,659</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,811,242</b>
現金及び預金	18,300,191	買掛金	189,576
受取手形及び売掛金	900,806	未払費用	958,259
商品及び製品	203,320	リース債務	785,351
仕掛品	255,011	未払法人税等	434,098
原材料及び貯蔵品	1,190,850	賞与引当金	178,957
その他	1,145,870	ポイント引当金	114,750
貸倒引当金	△8,391	その他	2,150,249
<b>固 定 資 産</b>	<b>16,405,142</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,352,165</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,391,295</b>	退職給付に係る負債	1,099,176
建物及び構築物	5,590,628	リース債務	159,780
機械装置及び運搬具	597,664	資産除去債務	2,068,214
工具、器具及び備品	1,440,825	その他	24,994
土地	1,108,687		
リース資産	638,006	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,163,408</b>
建設仮勘定	15,483		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>878,374</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
のれん	186	<b>株 主 資 本</b>	<b>29,371,028</b>
その他	878,188	資本金	1,885,950
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>6,135,472</b>	資本剰余金	2,064,632
投資有価証券	1,906,216	利益剰余金	25,697,282
敷金及び保証金	2,896,338	自己株式	△276,837
繰延税金資産	998,875	その他の包括利益累計額	858,365
長期貸付金	1,312	その他有価証券評価差額金	589,591
長期前払費用	333,741	為替換算調整勘定	268,774
その他	300	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>30,229,393</b>
貸倒引当金	△1,312	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>38,392,801</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>38,392,801</b>		

## 連結損益計算書

( 自2025年3月1日  
至2026年2月28日 )

(単位：千円)

科	目	金	額
売 上	上		32,928,091
	原		25,729,715
販 売	上		7,198,376
	総		5,101,737
営 業	一		2,096,638
	般		
受 受	業		
	外		
受 受	取	42,989	
	取	40,812	
雑 業	取	20,812	
	配	18,968	123,582
支 為	外		
	費		
店 雑	払	14,883	
	替	5,855	
経 常	解	25,108	
	損	14,079	59,926
特 別	常		2,160,294
	利		
特 別	資		
	産	3,853	3,853
固 定	損		
	産	14,690	
減 固	損	246,844	
	産	761	
工 場	閉	22,113	284,409
	鎖		
税 金	等		1,879,738
	調		
法 人	税	734,427	
	、		
法 人	住		
	民		
当 期	税	△16,745	717,682
	等		
親 会	純		1,162,055
	利		1,162,055
社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			

## 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>13,865,975</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,285,014</b>
現金及び預金	12,200,758	買掛金	234,079
売掛金	539,058	未払金	885,560
原材料及び貯蔵品	59,990	未払費用	746,930
前払費用	192,180	リース債務	778,513
預け金	764,236	未払法人税等	375,850
未収入金	61,795	前受金	837,437
その他の	55,955	賞与引当金	120,598
貸倒引当金	△8,000	ポイント引当金	131,000
<b>固定資産</b>	<b>13,370,468</b>	その他の	175,043
<b>有形固定資産</b>	<b>6,182,768</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,150,555</b>
建物	3,663,403	退職給付引当金	944,343
構築物	78,057	リース債務	144,987
工具、器具及び備品	1,559,359	資産除去債務	2,039,700
土地	73,577	その他の	21,524
リース資産	807,008	<b>負債合計</b>	<b>7,435,570</b>
建設仮勘定	1,363	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>399,984</b>	<b>株主資本</b>	<b>19,212,952</b>
ソフトウェア	399,984	資本金	1,885,950
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,787,715</b>	資本剰余金	2,055,449
関係会社株式	814,024	資本準備金	2,055,449
投資有価証券	1,870,490	<b>利益剰余金</b>	<b>15,548,390</b>
敷金及び保証金	2,873,190	利益準備金	24,750
繰延税金資産	871,550	その他利益剰余金	15,523,640
長期前払費用	358,158	別途積立金	2,345,000
その他	300	繰越利益剰余金	13,178,640
<b>資産合計</b>	<b>27,236,443</b>	<b>自己株式</b>	<b>△276,837</b>
		評価・換算差額等	587,921
		その他有価証券評価差額金	587,921
		<b>純資産合計</b>	<b>19,800,873</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>27,236,443</b>

## 損 益 計 算 書

( 自2025年 3月 1日  
至2026年 2月28日 )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	29,808,185
売上原価	24,173,830
売上総利益	5,634,355
販売費及び一般管理費	3,844,891
営業利益	1,789,463
営業外収益	
受取利息	32,974
受取配当金	40,362
受取家賃	15,458
雑収入	13,776
合計	102,570
営業外費用	
支店払利息	14,883
店舗解約損	25,108
雑損	590
合計	40,581
特別利益	1,851,452
特 別 利 益	
固定資産売却益	3,843
特別損失	
固定資産廃棄損	10,014
固定資産売却損	717
減損	209,501
合計	220,233
税引前当期純利益	1,635,062
法人税、住民税及び事業税	669,831
法人税等調整額	△4,779
当期純利益	970,010

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月10日

株式会社スタジオアリス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	川	賢
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木	村	まゆ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スタジオアリスの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタジオアリス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月10日

株式会社スタジオアリス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 ま ゆ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スタジオアリスの2025年3月1日から2026年2月28日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月13日

株式会社スタジオアリス監査等委員会

監査等委員 増田明彦 ㊞

監査等委員 雨宮沙耶花 ㊞

監査等委員 原田雅俊 ㊞

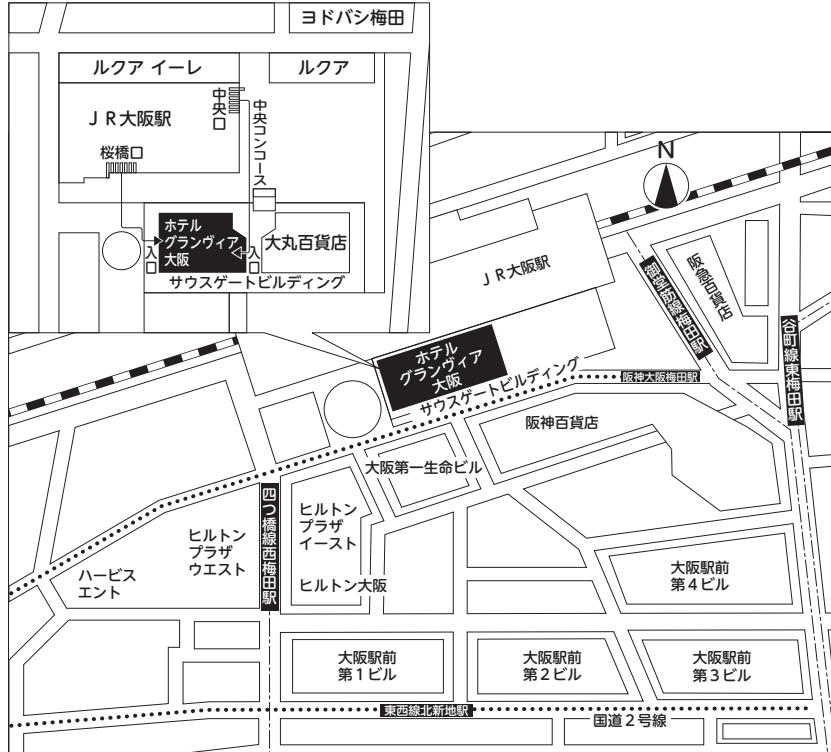
(注) 監査等委員増田明彦、雨宮沙耶花及び原田雅俊は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会会場ご案内図

会場 大阪市北区梅田3丁目1番1号

ホテルグランヴィア大阪20階 名庭（なにわ）の間

電話 06-6344-1235



### [交通のご案内]

ホテルグランヴィア大阪は、JR大阪駅構内とつながっております。

※駐車場等の用意はいたしておりませんので、お車や自転車でのご来場は  
ご遠慮願います。

**UD**  
**FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。